

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律の一部の
施行期日を定める政令案要綱

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律（平成十四年
法律第五十七号）の一部の施行期日を平成十五年三月十七日とすること。